

議案第94号

幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

幕別町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年9月から令和5年2月までの各月分の料金の特例）

7 第21条の規定にかかわらず、令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。

別表第1 営農用（防除用）の項から臨時給水（公共用）の項までを次のように改める。

営農用 （防除用）	—	—	1立方メートル当たり 122円
臨時給水 （一般用）	—	—	1立方メートル当たり 367円
臨時給水 （公共用）	—	—	1立方メートル当たり 183円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。